

# 物 件 明 細

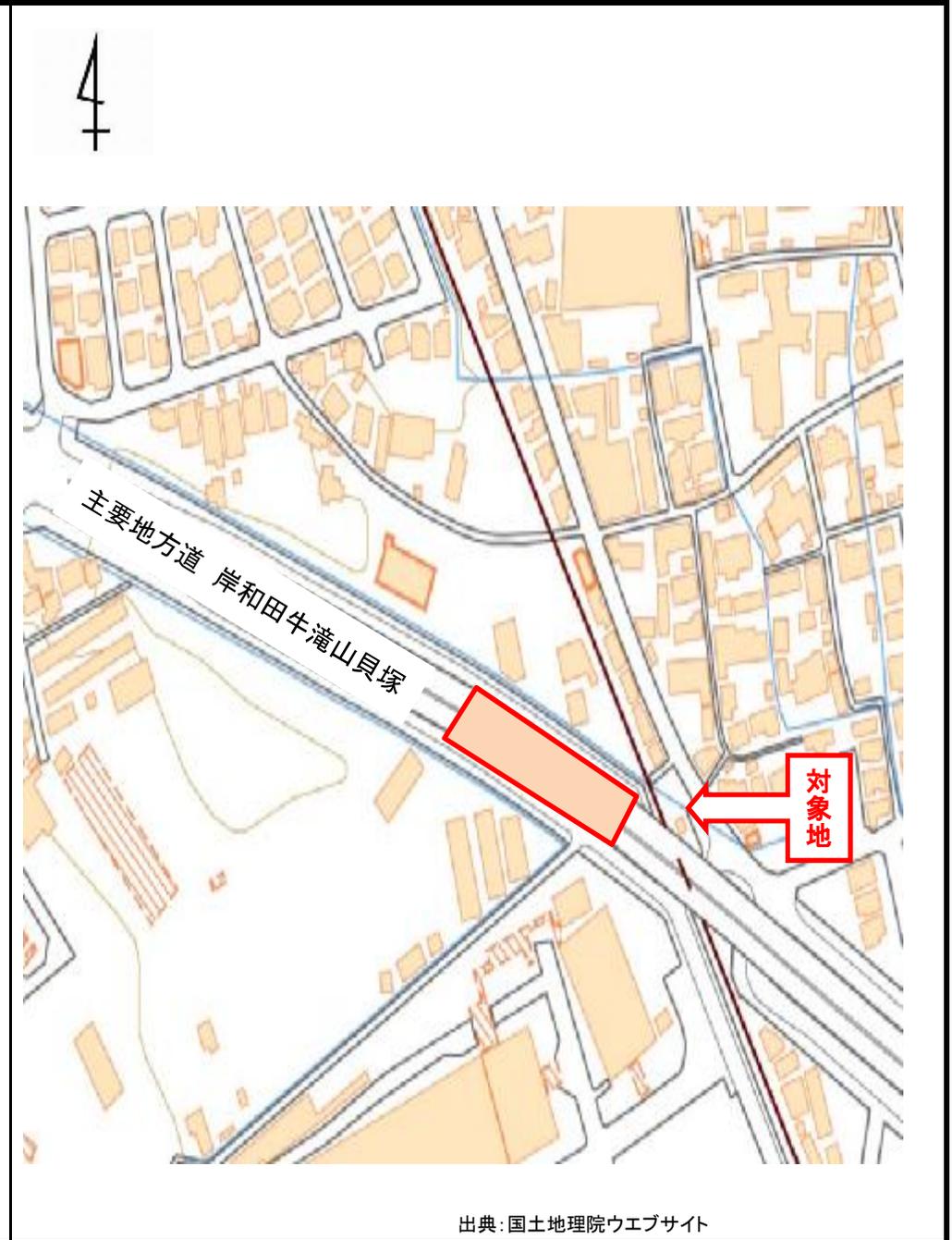
物件番号	所在地 (路線名)	貝塚市麻生中422番3外 (主要地方道岸和田牛滝山貝塚線 麻生中跨線橋下)	交通 機関	水間鉄道 石才駅 南 約300m	最 低 占用料 (年額)	333,910円/年	占用期間	5年	
7									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積				746.03 m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況	南側: 府道・幅員約 6.4m・舗装有・高低差無・西行き一方通行 北側: 府道・幅員約 6.5m・舗装有・高低差無・東行き一方通行				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用の態様等については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>3 占用期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。</p> <p>4 対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び大阪府貝塚警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚及び排水管に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所管理課 電話 072-439-3601(代) 大阪府貝塚警察署 交通課 電話 072-431-1234(代)</p> <p>5 対象地東部付近に直径80mmのガス導管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス(株)にお問合せください。 (お問い合わせ先) 大阪ガス(株)導管情報センター 電話 06-6202-2141(代)</p> <p>6 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、貝塚市と協議してください。 (お問い合わせ先) 貝塚市上下水道部 電話 072-423-2151(代)</p> <p>7 電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所管理課 電話072-439-3601(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話0800-777-3081</p>				
法令に 基づく 制限	都市 計画法				市街化区域内				
	用途地域		第一種住居地域						
	地域地区		—						
	建ぺい率		80%		容積率		200%		
その他 の 法令等	・道路法(主要地方道岸和田牛滝山貝塚線区域内)								
	・建築基準法 ・消防法								
その他条件	・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部 072-423-2151(代)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141					
		有	無						
	公共 下水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部 072-423-2151(代)					
		無	無						

(裏面へつづく)

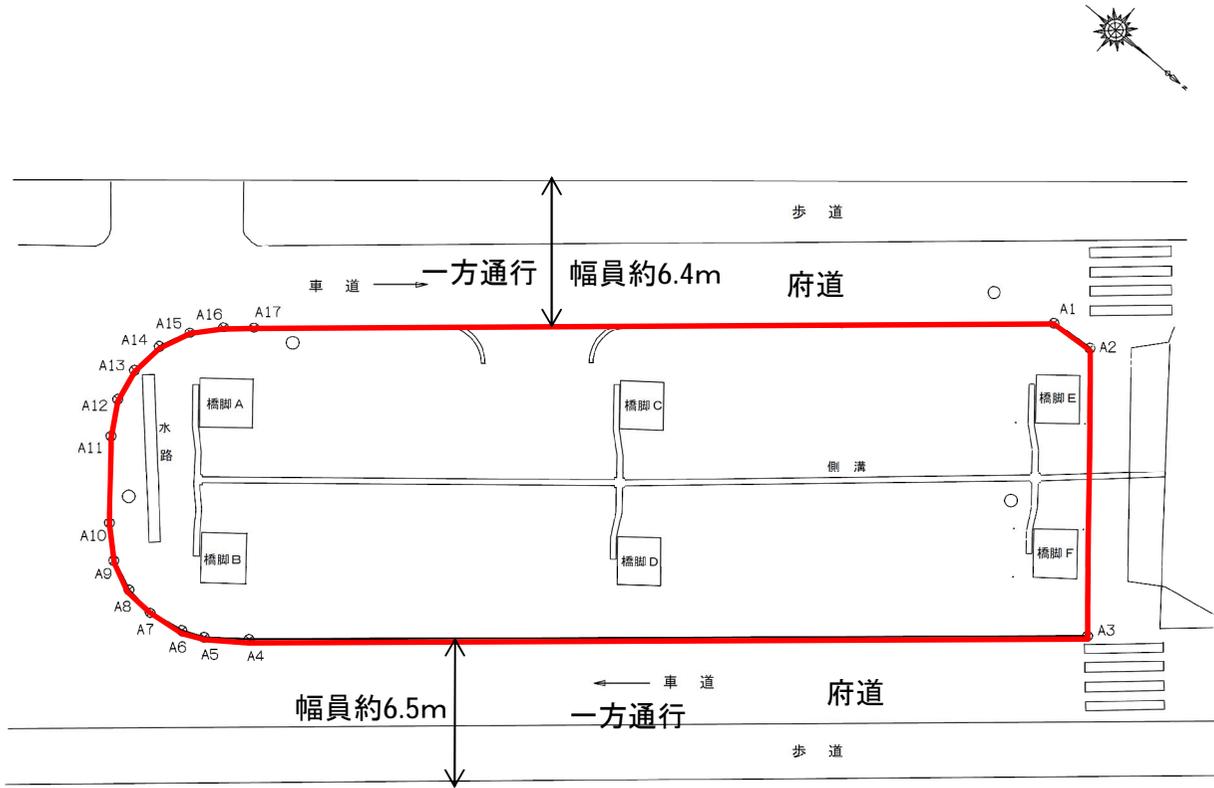
## 特記事項

- |  |   |
|--|---|
| <p>8 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占有が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> <p>9 敷地内には、マンホール等の占有物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。</p> <p>10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、岸和田土木事務所と協議してください。</p> <p>11 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>12 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和5年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和5年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日まであらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占有開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>13 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>14 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> | <p>15 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>16 橋梁点検の場合には、橋脚から1m以上、橋梁から3m以上の離隔を確保してください。</p> |
|--|---|

(1)位置図 (物件番号:第7号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第7号)



求積表

測点	X	Y
A1	151.353	105.936
A2	153.146	107.105
A3	152.696	122.197
A4	110.414	121.469
A5	108.151	121.268
A6	107.038	120.907
A7	105.463	119.951
A8	104.418	118.730
A9	103.688	117.170
A10	103.513	115.247
A11	103.696	110.753
A12	104.077	108.847
A13	104.956	107.344
A14	106.237	106.157
A15	107.793	105.477
A16	109.494	105.236
A17	111.023	105.291
倍積面積	1567.438495	
面積	783.7192475	地積 783.71 m <sup>2</sup>

控除面積 (橋脚) 2.8×2.6×1箇所 = 7.28m<sup>2</sup> (A)  
 2.4×2.7×1箇所 = 6.48m<sup>2</sup> (B)  
 2.3×2.6×4箇所 = 23.92m<sup>2</sup> (C, D, E, F)  
 計 37.68m<sup>2</sup>

占用許可対象面積 783.71 - 37.68 = 746.03m<sup>2</sup>

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成29年7月25日